

天草異宗事件における露見の構造 —「上田宜珍日記」、「上田友三郎日記」にみる一考察—

児島康子

はじめに

文化2(1805)年天草下島西目筋今富村、崎津村、大江村、高浜村の4ヶ村において天草異宗事件が発生し、5,205名のキリストン¹⁾が検挙され取り調べを受けた。そこには、キリストンを「邪宗」として禁じつつ、事実上キリストンの存在を黙認していたと思われる島原藩が邪宗の存在を許さない社会情勢のなかで黙認しない状況となった。こうした藩の政策のなかで、享和3(1803)年10月、今富村庄屋上田友三郎、江月院大成和尚らの家宅捜査によって今富村用兵衛宅等3件で異仏が見つかり、同年11月に今富村で起こった牛殺し事件が発覚した。

従来の研究では、これらの事件は「天草異宗事件における露見」として説かれている。長沼賢海(1928)は、今富村庄屋上田友三郎が享和3年10月から書き始めた日記(注:本稿では「上田友三郎日記」と称す)²⁾を「信者発覚の端緒が書かれた日記」と説き、「牛殺し事件を機会に信者探索係りの臨時警察機関を設けるようになったのではないか」³⁾と指摘している。古野清人(1966)は享和2年に通達された「邪宗取締令」に注目し、「おそらくこの布達に促されて、役人・庄屋・僧侶などが郡中に監視の目を厳しくしていくうちに、牛を殺しました牛の肉を食う者があるということなどが内偵されて、キリストンが残存していると確認され、公事方奉行の松平兵庫頭の下知のもとで吟味が文化2年に開始された」⁴⁾と説いている。つまり、これまでの研究では、「異仏事件や牛殺し事件によってキリストン信仰が表沙汰となり、これらの事件をきっかけに地元の庄屋や僧侶によってキリストンの探索が進み、文化2年3月から吟味が開始された」と説かれている。また、「上田友三郎日記」も「キリストン探索日記」として位置づけられている。

しかし、筆者の研究では「上田友三郎日記」は、キリストンを摘発するための「キリストン探索日記」ではなく、キリスト教の証拠を収集し彼らに改心させることを目的として日記を書き綴ったのである。ここで、「露見」について定義しておきたい。天草異宗事件において、どの時点を露見とするか、或いは何をもって露見とするのか、さまざまな見解がある。本稿において「露見」とは、事実上、キリストン信仰に対して厳格な禁止体制をとるために、彼らの信仰を一気に表沙汰にすることをいう。露見について再検討する必要性からも「天草異宗事件における露見の構造」と題した。

本稿では島原藩や地元の庄屋たちがキリスト教の証拠をとりキリストンを改心させ、今後は異宗信仰をさせないという体制をとった動きを天草郡高浜村庄屋上田源作(宜珍)⁵⁾が書いた「上田宜珍日記」、今富村庄屋上田友三郎が書いた「上田友三郎日記」の2つの史料から明らかにしていく。したがって、本稿では露見に関する従来の説と異なる説を述べていく。そのうえで、果たして異仏事件や牛殺し事件が「露見」と呼べるのかどうか考察していきたい。

研究対象期間は、寛政期から「上田友三郎日記」の最後の日付となった文化元年4月10日までとする。また、高浜村にも触れるが、同日記ではキリストと疑われる百姓が存続する地域として今富村、大江村、崎津村をあげているが、文化元年4月までは高浜村は対象地域として、あげられていないことをはじめに指摘しておきたい。

なお、従来の研究では、天草異宗事件は「天草崩れ」と呼ばれてきた。「崩れ」とは、幕府の厳しいキリスト弾圧政策によってキリスト信仰が表面化し、キリストが検挙された事件を意味するが、この呼称は後に研究者たちが便宜上つけた呼称で、当時は使われていなかった。この事件は「異宗事件」として取り扱われていたため、本稿では「天草異宗事件」として、研究をすすめていきたい。

1 天草における寛政期の社会的背景

享和期に至って島原藩がキリスト信仰を黙認しなくなった要因として、寛政期からの社会的背景があげられる。この点について述べていく。

1.1. 寛政期における百姓一揆と百姓相続方仕法

18世紀後半の天草地方の社会状況は、島原天草の乱により島外からの移住者を受け入れ、痘瘡の流行⁶⁾やキリスト教の影響⁷⁾などにより著しく人口が増加した。併せて18世紀後半の銀主による土地集積が小前百姓の零細化に拍車をかけた⁸⁾。そのため、石高と人口が不均衡となり、各地で百姓一揆が多発し、徳政令「百姓相続方仕法」の公布へと展開した。この仕法は寛政5年と寛政8年に公布されたが、【表1】が示すように、天草異宗事件が発生した4ヶ村を含む西目筋においては、第2回目の「百姓相続方仕法」公布前後に百姓一揆が多発している。

【表1】寛政期におけるおもな百姓一揆と百姓相続方仕法

年次	関連事項	範囲
寛政元（1789）	百姓の土地喪失、銀主の横暴	郡中（志岐、牛深、高浜等）
〃 3（1791）	銀主の横暴	海老宇土、対町山口、亀川
〃 5（1793）	第1回百姓相続方仕法発布	
〃 5（1793）	余米に対する不満	西目筋（一町田村、今富村等）
〃 6（1794）	百姓相続方仕法に対する不満	西目筋（一町田、大江組）
〃 8（1796）	百姓相続方仕法を要望	西目筋 14ヶ村（高浜村、今富村等）
〃 8（1796）	第2回百姓相続方仕法発布	
〃 11（1799）	旱魃による不作を訴える	西目筋 14ヶ村（高浜村、今富村等）

（注）檜垣元吉「天草農民運動年表」⁹⁾、「天草近代年譜」¹⁰⁾より作成

寛政5年1月26日、第1回目の百姓相続方仕法が公布されたが、この仕法は利息の引き下げと上下の設定、複利の禁止などが記されているのみで、流地の請け戻しについては何一つ触れられていなかった¹¹⁾。そのため、小前百姓の不満は増大し、同年5月7日、出米をめぐって大江組の百姓等100人余りが都呂々木場に集結して一揆を起こした。この一揆では今富村、一町田村、白木河内村の3ヶ村が中心となった。寛政6年2月、西目筋の百姓を中心に「出米願い」と称して一揆が発生し、富岡

役所¹² が鎮圧にあたった。その結果、土地の請け戻しや借金の年賦返済などが組まれた第2回目の百姓相続方仕法が寛政8年に公布された。しかし、3年後の寛政11年9月10日、相次ぐ旱魃により百姓たちは不作を訴え、西目筋で大規模な百姓一揆が発生し、百姓たちは騒ぎ立て打ち殺しまで行った。この一揆では富岡役所から西目筋14ヶ村に過料90貫文が申し渡され、軽追放が申し渡された6名のなかには今富村2名、高浜村1名、大江村1名の百姓も含まれていた。

ここで注目されるのは、享和2年に今富村庄屋に就任した上田友三郎は高浜村銀主の上田家出身であり、百姓一揆の中心となった小前百姓はキリストン信仰の組織のリーダーでもあった¹³。したがって、寛政期の社会的状況からみても、この頃から銀主と百姓との間に耕地をめぐって確執があり、百姓一揆とキリストンに深い関連性があったことも窺える。

1.2. 寛政11年「切支丹宗門ニ附申渡」の通達

寛政11（1799）年3月、富岡役所は天草郡内各村々に次のような「切支丹宗門ニ附申渡」を通達した。

一宗旨御改之儀累年御制禁被仰出候間、常々嚴敷致吟味村中ニ切支丹宗門之者毫人も無之、勿論不審成者も無之候哉、急度相改、若於有之ハ可申出事

一宗旨御改之儀一家内ニ相改、尤生子ニ至迄其親之宗門之通可書載（中略）惣而宗門之儀ニ付内證ニ而混乱之儀有之者早速可申出事

一善惡をも不弁愚昧之身として、家々之宗旨致聴き、及問答諍論ニ、或ハ令荷担諸人を於致騒動ハ急度可申上事

一天草之儀ハ先年切支丹一揆之地也、因茲徒党之輩悉討罰被仰付、暫時ニ及亡所之体ニテ是元来邪法を尊ひ文盲愚闇ニして不奉恐公儀を儒佛之道理曾不存、魔道悉乱たり（中略）僉儀之上本人ハ勿論五人組庄屋年寄迄越度申付ルノ条可得其意事¹⁴

（注：句読点、傍点、下線は筆者。以下同様）

これらの内容は、これまで時々通達していたものと同じ内容であり、毎年、年頭に庄屋を呼び集めて読み聞かせる「御仕置五人組帳」にも同趣旨の事が書き記してあった¹⁵。しかし、改めて寛政期において富岡役所から「切支丹宗門ニ附申渡」が通達された意義は大きい。この通達は、史料の下線部からも読み取れるように、島原藩はキリストンについて何らかの情報を把握し、邪宗信仰禁止体制を申し渡した通達である。その理由として2つあげられる。その理由の1つには、傍点部が示すように「天草之儀ハ先年切支丹一揆之地也」と天草が天草島原の乱が発生した地域であることが強調されている。傍点部の「徒党」とは百姓一揆を意味する。つまり、百姓一揆と宗教が絡むような行動を起していけないと戒めているのである。もう1つの理由として、先述したように西目筋では寛政期に度々百姓一揆が起り、一揆の中心となった小前百姓は信仰組織においても中心人物であったことがあげられる。したがって、この通達は「これまで内々に行われたキリストン信仰を今後は認めない」という島原藩の意図を明確に示した通達である。

2 今富村における享和期の動き

はじめに今富村の概況について触れ、今富村庄屋上田友三郎が日記を書き始める前までの今富村の状況について述べていく。

2.1. 今富村の概況

今富村は天草異宗事件が発生した大江村、崎津村、高浜村とともに大江組に属していた。本郷と枝郷から成る合併村で、本郷今富村は四方を山に囲まれたところである。平田正範（2001）は、当時の今富村について「今富村の全面積は千九百町歩、うち田は約二十町歩、畠が約五町歩弱、即ち山の村である。全面積に対し、耕地面積の比は2%である」と述べている。つまり、村民のほとんどが百姓であった。天草異宗事件では【表2】が示すように、村の人口の大半以上がキリストンであった。

【表2】4ヶ村におけるキリストンの割合

	総人口	キリストン(心得違いの者)	キリストンの割合
今富村	1,838人	1,047人	57%
崎津村	2,368人	1,710人	72%
大江村	3,143人	2,132人	68%
高浜村	3,320人	316人	1%
計	10,669人	5,205人	49.9%

(注) 平田正範『天草かくれキリストン宗門心得違い始末』¹⁷⁾より転載。

割合は筆者作成

2.2. 高浜村庄屋上田源作、今富村庄屋兼帶

寛政13年1月28日、今富村庄屋大崎吉五郎が病死した。当時、吉五郎の息子幾太郎は数え歳3歳で幼少だったため、今富村は約9ヶ月間庄屋不在の状況が続き、享和元年9月上田源作が今富村庄屋兼帶として就任した。

ここで源作が庄屋を兼帶するまでの村民と源作との行動について、「上田宣珍日記」から見てみた。大崎吉五郎病死から約3ヶ月後の享和元年4月22日今富村源蔵、兼助、寛蔵の3人が源作を訪ね、今富村庄屋を兼帶してくれるよう願い出た。源作はこの申し出を断っている¹⁸⁾。6月19日、再び今富村から政平、年寄五八、小嶋年寄代差次兵衛の3人が源作宅を訪問し、今富村庄屋兼帶を願い出た。この願い出も源作が断ったところ、3人は「御役所へ御願申上候ニ付御役所より被仰付候ハバ御請申上候様申之候」と源作へ申し出た¹⁹⁾。7月7日、大庄屋より源作への今富村庄屋兼帶の願書が出され、7月12日富岡役所から源作へ「心労之様ハ察入候へ共忠義と存御請申上候様、御内意被仰聞候」との書状が届いた²⁰⁾。9月1日、島原藩から源作は正式に今富村庄屋兼帶役として任命された。

このような経過からみると、兼帶を望んだのは今富村の「村方一統」であり、この申し出を快く思わないまま引き受けたのが源作である。源作が今富村庄屋を兼帶する知らせを聞きつけた高浜村の百姓たちも「ほまれに候」²¹⁾と喜んでいる。つまり、村民の要望によって源作が庄屋を兼帶したのである。

では、なぜ村方一統で上田源作へ庄屋兼帶を申し出たのだろうか。源作は寛政元年11月から第7代

目高浜村庄屋に就き、銀主でもあった。同時に百姓相続方仕法実施にあたり、寛政8年5月相続方掛り庄屋に任命され、郡中全城の仕法の普及をはかるため西目筋の各村々を廻っていた。当時の今富村庄屋大崎吉五郎も頭百姓や百姓7名を連れて源作宅を訪問し、仕法について尋ねている²²。このように、源作は今富村の村民と日頃から面識があり人柄も分かっていたことと同時に源作も今富村の状況を把握していたのである。つまり、村民からすれば、源作が庄屋を兼帶してくれれば、これまで通りキリストンが温存され、従来通りの生活が保たれると判断したのである。

また、源作の庄屋兼帶は島原藩の意図するところでもあった。キリストンが寛政期頃から百姓一揆など表立った行動を起こしていたので、寛政11年に「切支丹宗門ニ附申渡」を通達したにもかかわらず、彼らは改心する様子も見受けられなかった。そこで源作が庄屋を兼帶し教化策を図り、キリストンが改心するように説諭することを意図していたのである。つまり、源作は庄屋を兼帶することによって、キリストン温存を願う村民と彼らが改心するように源作に説諭させようとする島原藩との板ばさみ状態になったのである。

2.3. 上田源作による教化対策

源作は以前から高浜村や今富村にキリストン信仰が存続していることを把握していた。そのため庄屋兼帶後、キリストンに対して彼らの信仰が表面化する前に何とか改心させようと教化策を練り、その策を実行していた。次にあげる史料は文化2年6月高浜村で取り調べを受けたキリストンの証言によるもので、源作の方策を証明づける貴重な史料である。

村内ニ而も白木河内百姓ども不信心ニ有之様相見候間、以来信心仕候様、則五ヶ年以前準提觀音之印施、白木河内ヲ始、村中一統江相授ヶ被申候ニ付、(中略) 其後心得違之義相止メ五ヶ年以来右準提觀音信心專ニ仕罷在候、其上同冬東向寺江授戒有之ニ付、是又庄屋方より被相勧、即村中より百人余授戒ニ入血脉相授り、其節病氣差合ニ而罷越不申ものハ當庵海運和尚より血脉相授り候之事ニ而、當時ニ於テハ心得違之義無御座候²³

傍点部が示す「五ヶ年以來」は享和元年をさし、この時期は上田源作が今富村庄屋兼帶に就任した時期と重なっている。下線部ではキリストンが「右準提觀音信心專ニ仕罷在候、其上同冬東向寺江授戒有之ニ付、當時ニ於テハ心得違之義無御座候」と語っている。つまり、源作は今富村と高浜村のキリストンに東向寺²⁴新住職天中和尚晋山に伴う授戒会に参加し血脉²⁵を受けさせる策と、準提觀音の印施を配布して準提觀音信仰を推進し改心させるという2つの策をとったのである。

これらの策については「上田宜珍日記」と源作が天中和尚宛てに送った書簡のなかに書かれている。享和元年10月8日、源作は旧城木場村の松山家で行われた仏事に参加、ここで初めて天中和尚²⁶と会い、戒弟²⁷を希望する者を募るように頼まれた²⁸。この件に関して、源作は東向寺天中和尚宛ての10月21日付け書簡のなかで、高浜村については「男女百三十二人着帳仕、為持差上候」、今富村については「尤兼而不信心之所故、如何可有之哉、右ニ付強而勧メ遣候ニ付、少々ハ着帳可仕候」²⁹と伝えている。

11月8日から東向寺で始まった授戒会には高浜村132人、今富村16人のキリストンが参加した。この授戒会において源作が目的としたのは、キリストンを授戒会で血脉を受けさせ、仏教へ改心させる

ことであった。キリストンの改心が更に確たるものになるように源作は天中和尚へ「高浜村で説法を行ってほしい」と頼み、11月22日天中和尚を含め5人の僧侶が高浜村で説法を行なった³⁰⁾。

源作は同時期に高浜村においても、特にキリストンが集中していた白木河内に準提觀音の印施を配布していたことが、史料からも読みとれる。準提觀音は「准胝觀音」とも書き、延命や除病の願が叶うと言われている。当時、天草では疱瘡が流行し、病を患っても薬もなく病気は深刻な悩みであった。異宗事件の取り調べにおいても、「病氣平癒を目的に入信した」と証言した者もいる。準提觀音信仰による改心策について、平田正範（2001）は「東向寺天中和尚は準提觀音信仰を篤く信仰した人物で、天中和尚と源作が知り合った時期も享和元年であることからも、源作に準提觀音信仰を奨めたのは天中和尚の可能性が強い」³¹⁾と指摘している。仮に天中和尚の奨めによるものだとしても、源作が採った方策は「病氣平癒」という彼らの深刻な悩みにも応えた策であった。享和元年6月19日付けの『上田宜珍日記』に「シユンテイ尊ノ印施、今日より授」³²⁾と、準提觀音について初めて書かれていることからも、この頃から高浜村で準提觀音の印施を配布し始めた様子が窺える。

源作が採った方策は、享和元年に今富村庄屋を兼帶した前後から始まり、島原藩の指示のもとにキリストンが改心するように図った教化策である。一方で源作は近い将来、キリストンの取り調べが始まることも推測していた。したがって、これらの方策はキリストンを改心させることを目的としていたが、もう1つの意図として、いつか彼らが取り調べを受けた際に自分たちがキリストンではないことを証明できるという、いわば源作が考案したキリストンへの擁護策ともいえるだろう。

2.4. 享和2年「邪宗門取締令」の通達

享和2年8月27日、富岡役所から「諸寺院方宗門吟味并教導勸方等之儀」³³⁾について通達された。この触書は「邪宗門取締令」と呼ばれ、次のような内容が書かれている。

當郡之儀ハ以前邪宗門一揆等も有之候故格別宗門之吟味并教導之勸等も誠精尽心ヲ候儀ハ勿論之事ニ
而是迄逆も寺院一統怠り之筋ハ有之間敷候得共、死者葬候已前ニ僧より剃刀与候ハ全死体ニ怪敷儀等ハ
無之哉ヲ見届候ため之処名聞而已ニ而死体改方之実意無之類も相聞候間、已來決而等閑之儀無之死体
骸ニ相改萬一常体ニ替り不審成儀有之候ハハ早々御役所申届候様相心得、且又且中教導之儀専心を用
出精可有之御事ニ候得共大勢相集候体之儀ハ届之上取行候様堅心得教化之儀ハ無怠相励候様可致
事³⁴⁾

傍点部では天草が天草島原の乱が起った特殊な地域であることが強調されている。この通達では、「死者葬候已前ニ僧より剃刀与候ハ全死体ニ怪敷儀等ハ無之哉ヲ見届候」と申し渡している。葬儀の仕方は信仰上きわめて重要な意味を持つ。キリストンの葬法では、死者の髪をまとめ、女性は生前の時の髪型にして棺に入れて送り出していた。つまり、キリストンの葬儀の方法を島原藩が把握していることを通達によってキリストンへ知らせ、彼らの方法で葬儀を執り行うことを全面的に禁止することを打ちだしたのである。

「邪宗門取締令」は寛政11年に「切支丹宗門ニ附申渡」を布達したにもかかわらず、キリストンの態度が依然として変わらなかったため、更に厳しく彼らを戒めるために通達したのである。

2.5. 上田友三郎、今富村庄屋就任

今富村庄屋大崎吉五郎の死後、村民と上田源作の間で庄屋兼帶に向けての交渉が進められる一方で、上田友三郎が今富村庄屋に就任する方向へ着々と準備が進められていた。享和元年3月、友三郎は高浜村庄屋見習いとなった。これは3月2日付けの『上田宜珍日記』に「先達而願置候通、見習被仰付候段被仰渡候」³⁵⁾と書かれていることからも、前々から上田親子が願い出していたことが窺える。友三郎は高浜村庄屋見習いとして約1年9ヶ月間修行した後、享和2年12月11日、今富村庄屋に就任した。

「今富村庄屋役友三郎工被仰付候御書付」には、次のように書かれている。

今富村庄屋大崎吉五郎病死跡伴幾太郎幼年ニ付高浜村庄屋上田源作エ兼帶被仰付候得共右村ニ罷在取メ候者無之ニ付幾太郎成長致し壱人立庄屋役相勤候迄源作伴友三郎へ此度今富村庄屋役被仰付候

一源作儀も諸事見ケ締候儀ハ是迄之通相心得可申候

一幾太郎儀ハ母一同崎津村庄屋吉田宇治之助方へ引請可申候

一幾太郎儀一人相勤候程之年齢ニ至リ候ハバ其節幾太郎へ庄屋役被仰付ヘく事ニ付夫迄之内役儀譲渡等之儀双方談合ニテ願出候カ又ハ今富村百姓より願出候儀等致間敷候³⁶⁾

友三郎の今富村庄屋就任にあたり、大崎吉五郎伴幾太郎が成長するまで上田親子に今富村の監督権が委ねられた。享和2年12月11日付けの『上田宜珍日記』に、友三郎が島原藩代官藤本文太夫・渡辺良助から今富村庄屋就任として申し渡され、役人大竹仁左衛門・高野平蔵、目付村里五郎左衛門、米方代官小川格助も列席していたことが記されている³⁷⁾。日記の内容も含めて、友三郎の庄屋就任は島原藩の意図であったことが読み取れる。島原藩が友三郎だけに今富村の監督権を委ねず、上田源作にも監督件を委ねたのは、東向寺天中和尚の授戒会の件からも窺えるように、今富村はかねてより不信心であったため、上田親子の手によって何とかキリストンを改心させたいという意図によるものであった。

2.6. 大成和尚就任

今富村で庄屋交代が行われた時期と同じ頃に、地元では江月院後席一件が問題となっていた。当時、禪宗江月院は大江、高浜、崎津、今富村の旦那寺であったが、長崎の皓台寺と係争中であったため住持がいなかった。『上田宜珍日記』によれば、享和3年3月11日、各村の庄屋や村役人が大江に集まり、江月院後席の件で話し合っている。この件について翌12日から15日にかけて交渉が続き、3月16日、後席として長崎から大成和尚が招かれることが源作のもとへ知らされた³⁸⁾。4月、大成和尚が江月院鑑司として就任した。「天草吟味方扣」に「江月院へも宗門取メ方之儀誠情申付候ニ付長崎ヨリ大成と申僧を呼寄候」³⁹⁾と書かれていることからも、大成和尚が就任したのも島原藩の意図によるものである。大成和尚は江月院鑑司就任後、早速教化に努めている。5月31日に行われた高浜村の寄合では次のような触状を出している。

一當院担那之衆中宗旨之示教ニ違背有之間敷事、且又怪敷宗旨等帰依すべからず

一盆正ニ季之彼岸無失念參詣可有之 不參之方ハ及吟味申候事

一担那寺ハ先祖之菩提所なり 担那寺ニ疎遠なるハ先祖へ疎遠ニ致ス之道理也、各々心得可有之、右之件ニ付此間中段々間違之村方も有之候、先以申通置候、以来ハ間違無之通御心得可被成候⁴⁰⁾

この寄合では、これらの他にも「牛馬死生売買、毎年届出候様」と申し渡されているが、これは享和2年12月13日高浜村白木河内与平宅で発生した馬の皮はぎ事件⁴¹⁾に扱るものである。これまでの寄合では、これらの件には触れられていなかった。したがって、今回の申し渡しについては、1つには江月院による教化、もう1つには触状や牛馬売買届出を通して、キリストンが改心することを目的としたものだと考えられる。大成和尚はその後も教化に努め、檀家を持つ各村々を廻り、キリストンが改心するように説法して廻った。

3 「上田友三郎日記」にみる村方対策

「上田友三郎日記」から今富村で、キリストンを改心させるためにどのような村方対策が採られたのかについて述べていく。

3.1. 異仏事件

「上田友三郎日記」は日記の書き出しの前部分が破損しているため、書き始められた日付は不明である。しかし、日記の書き始めの日付は日記の内容から察して享和3年10月23日である可能性が強い。

この日に大成和尚、格堂長老らが今富村用兵衛、太郎左衛門、伴助宅で一種の家宅捜査を行い、「古キ銅細工の仏」などの信仰対象を見つけ、日記には信仰対象を「異仏」と記されている⁴²⁾。つまり、この時点で日記に「異仏」と記されていることからも、既にこの事件を「異宗」として処理しようとした姿勢が窺える。

文化2年4月の取り調べにおいて、太郎左衛門と用兵衛は日繰り⁴³⁾について証言している。日繰りは「帳方」と呼ばれる役職によって繰られ、帳方が毎年祝祭日を繰り出し、信徒たちに伝えていた。つまり、帳方が信仰組織の中心となり、役職者⁴⁴⁾が信仰対象（異仏）を自宅に祀り講会を設けて、その時にキリストンが集まって信仰対象へ祈っていたのである。彼らの証言から、今富村では太郎左衛門と用兵衛が帳方であった可能性が強い。また、太郎左衛門の甥にあたるのが伴助である。したがって、大成和尚らが伴助宅など3件を家宅捜査したのは、彼らが信仰組織の役職者であることを以前から把握していたためである。

同月24日、友三郎も大成和尚と共に今富村小嶋へ出向き、説法を行った。26日、友三郎は伴助、用兵衛、弥五平を庵へ密かに呼び入れ、「右体悪風聞請候てハ難相済候間、此已後ハ決而右様之風聞請不申様急度□正道ニ心懸候様色々之趣段を付異見致置候、且已來ハまじない等決て不致様申聞候」と申し聞かせている。29日、友三郎は今富村の大河内地区より3名、西川内地区より4名、下地区より2名、蛤渕地区より2名、計11名のキリストンを呼び寄せて説論している。彼らは文化2年3月の吟味開始と同時に呼び出された21名のなかに含まれている。

したがって、大成和尚たちが家宅捜査を行った目的は、キリストン信仰の証拠を見つけて彼らを処分することが目的ではなく、キリストンを改心させるために彼らの信仰内容の情報収集をしていたのである。

3.2. 天草における牛殺し事件の意義

11月に入り、今富村大河内地区で牛殺し事件が発生した。牛殺し事件はこの時初めて発生した事件ではなく、安永年間より散発していた事件であり、享和期まで続いている。『上田宜珍日記』によれば、享和2年11月23日、上田源作が今富村に行き、村中の者を呼び寄せ、五人組・踊り・宗門一件について申し渡している。「宗門一件」については、次のような内容である。

一宗門一件 寺院小被仰渡候御書付

右之分読聞候而、邪宗ニ似寄候体無之様、急度申渡候、且牛ヲ殺シ皮をはき候者、見当申候者へハ、
村中より錢五百目為褒美差遣、皮はき候者之田畠不残、見当候者へ相渡呉候筈、皮はき候者之罪
ハ、其時小模様ニより、役人方より取斗方有候ニ付、如何様共御下知次第ニいたし候事、右之通惣村
中、堅ク相究置候也⁴⁵⁾

この申し渡しからも「邪宗=牛殺し」という図式が読み取れる。つまり、源作が今富村へ出向いたのは牛殺しが行われているとの噂を聞き、キリストンを戒めるために今富村へ出向いたのである。

では、なぜ御法度である牛殺しが天草郡内で半ば公に行われていたのだろうか。その理由として、おもに2つの理由があげられる。1つには江戸時代天草では疱瘡が流行し、牛肉を疱瘡の薬と信じて薬喰として用いていたためである。これは文化2年の取り調べにおいて、高浜村の伴作が次のように語っていることからも証明される。

一六七年以前皿山和右衛門牛相果十なぐらニ捨置申候ヲ甚作ニ湿瘡之藥ニ改度頼ニ付解候而三斤計遣、 五斤計ハ女房ニ持返り候ニ付為給候得ども二切給候而、後ハ大江金右衛門より貰候ニ付遣申候⁴⁶⁾

もう1つの理由として、彼らの信仰上の慣習があげられる。吟味において、大江村のキリストンが「牛肉の儀冬至の日に相用二月あかりニ右牛肉先年ハ相備候」⁴⁷⁾と証言している。「冬至」とはクリスマスを意味し、「二月あかり」とは復活節を意味する。信徒たちは祝祭日に牛を殺して神に供え、お供えの後に自分たちで食する習慣があった。享和3年11月に今富村で発生した牛殺し事件は、後者の理由に拠るものである。日繰りでは毎年11月の中頃は「霜月祭り」、言い換えれば、クリスマスにあたる。彼らの日繰りの仕法は、霜月祭り（クリスマス）を中心として暦を繰り出していた。つまり、霜月祭りは暦を繰り出すうえでも信仰上の祝祭日としても重要な意味を持ち、この時にも牛肉を供えていたので、霜月祭り前後に牛殺し事件が発生しやすい状況にあった。したがって、牛殺し事件が発覚したのも偶発的なものではなく、信仰上の理由に拠るところが大きい。

3.3. 牛殺し事件の経過（久次兵衛一件）

『上田友三郎日記』では「亥十一月八日」と、この日から日付けが明確に記されている。享和3年11月8日、かつて友三郎から呼び出され説諭を受けた大河内地区的貞兵衛、弥三兵衛、園平が年寄平三郎に久次兵衛の不審な行動について届けてきた。彼ら3人はキリストンである。つまり、同じ追内のキリストンによる密告である。届け出は、次のような内容である。

大河内久次兵衛葛川内より老牛式匹相調來大江村野中之上ミ茂作茂吉へ売渡候処、右之内老匹行衛不知候ニ付久次兵衛を追中より相糺候処、弥老匹ハ行衛知不申候由右体不埒之場所へ老牛ヲ売渡候半ニ付聞捨にも難仕置申出候

この件に関して、友三郎は同じ追内の有力者で非キリストンである菊蔵を呼び出し糺すと噂は本当だったが、菊蔵は「今後のこともあるので、表沙汰にしないでほしい」と願い出た。友三郎は若し今後同様の件が起った場合には、隠さずに届け出ることを誓約させ、過料三百目を大河内の追内に出させて、この事件はいちおう終着した形となった。

3.4. 牛殺し事件の経過（広蔵、伊八の一件）

久次兵衛の件が済んで間もなく、友三郎のもとへ2件目の牛殺し事件の噂が入った。同じく大河内で広蔵が牛を殺し、過料一貫四百目を大河内追中へ差し出したというのである。噂を聞いた友三郎は早速八十右衛門と菊蔵を呼び寄せて糺したところ事実であり、この件は追中内で処理したことがわかった。菊蔵からも「今後のこととも考えて聞かなかつことにしてほしい」と頼まれ、友三郎は菊蔵の頼みを聞き入れた。友三郎はこれまでの2件の牛殺し事件について内々に済ませていたが、12月15日これらの件が大成和尚も伝わっていることがわかった。翌16日、大成和尚は2件の牛殺し事件についての書簡を格堂長老へ送り、牛殺し事件について取り調べが再び行われるようになった。これらの件が落着する迄に11月中旬から翌年文化元年2月5日まで約3ヶ月の月日を要している。

享和3年12月18日、友三郎は富岡役所で島原藩大竹仁左衛門と面会し、一連の事件経過について詳しく述べている。大竹は享和2年3月より富岡役所詰目付役人を勤め、その後、異宗事件について吟味が開始される前に島原藩公事方勘定奉行佐久間六郎兵衛と共に出府し、幕府と交渉した人物である。また、吟味終了後も吟味責任者川鍋次郎左衛門と共に出府し、再び幕府と交渉にあたった。大竹の役目は友三郎から事件について報告を聞き、友三郎へは島原藩からの指示を伝えることであった。この日の「上田友三郎日記」には、次のように書かれている。

一大竹様より被仰聞候ハ是迄之取斗方至極宜敷被仰聞候、隨分志ヲ厚して取締方いたし候様此一件のみニ而ハ今富村へ御差越被遊候義ニ候間、専ニ心懸候様被仰聞候

「此一件」とは「宗門一件」をさし、言い換れば「キリストンに信仰をやめさせるための一件」である。つまり、島原藩主松平忠馳はキリストンが改心するように図るために、友三郎を今富庄村屋として任命したのである。また、大竹は友三郎へ「大成和尚取上之品々不残取揃候而近日中ニ出頭被致候」と大成和尚への伝言を頼んだ。大竹と友三郎の会話から、異宗事件や牛殺し事件は村内で処理したかのように見えるが、実は事件発生当初から島原藩の指示に拠るものであったことが読み取れる。したがって、友三郎や大成和尚はキリストンに関する情報や改心策の経過などを大竹に経過報告をする役目を果たし、大竹は島原藩と地元を繋ぐ役目が課せられていたのである。

12月19日から大成和尚による牛殺し事件の取り調べが開始された。大成和尚は今富村へ托鉢に来て、久次兵衛と広蔵を呼び出し聞き糺したところ、広蔵は伊八へ牛を売ったことが判明した。広蔵と伊八の取り調べは厳密に行うため翌年へ延びたが、12月22日久次兵衛は江月院へ呼び出され、大成和尚か

ら取り調べを受けた。この件では牛を売った久次兵衛と牛を買った大江村野中の茂吉、茂作の言い分が異なっていたので、久次兵衛も両者と対決する覚悟で、その後も何度か取り調べに応じている。しかし、茂吉、茂作は取り調べに出向かなかったので、久次兵衛はそのまま帰り、曖昧なまま取り調べは終わった。

久次兵衛の件では、同じ村の追内においても隣村においてもキリストン間の堅い結束は見られない。しかし、非キリストンの菊藏の要請からもわかるように、同じ追内でキリストンか否かに関わらず、事件をできるだけ穏便に済ませたいという村内の意図が窺える。

年が明けて、文化元年1月23日大成和尚、友三郎立会いのもとで、広蔵と伊八について取り調べが進められた。取り調べの結果、牛を殺したのは広蔵ではなく伊八であることが判明したが、伊八は牛が病死したと主張した。2月1日、大成和尚・格堂長老・友三郎の話し合いにより、伊八を穴牢に入れ過料を支払うという厳しい処分が決まった。友三郎たちは他のキリストンを戒めるために、伊八へ厳しい処分を下したのである。

しかし、友三郎たちの意図は、村民たちに受け入れられなかった。同夜、友三郎が西川内の組頭を全員呼び出し、伊八の処分について話した。組頭たちは「大河内の広蔵は過料を支払うだけの処分に対し、伊八への処分は厳しい」と、友三郎たちが下した処分に応じなかった。彼らは五人組で過料を支払うので、伊八を穴牢に入れる処分は止めるように江月院へ交渉してほしいと願い出たため、伊八は過料三百目を支払うという処分のみで落着した。この件においても、同じ追内でキリストンか否かに関わらず、村民たちは事件をできるだけ穏便に済ませようとした意図が窺える。

3.5. 上田友三郎「報告書」提出

友三郎は広蔵・伊八の牛殺し事件の処分が決まった後もキリストンに関する情報を集め、文化元年2月22日、富岡役所目付役人大竹仁左衛門、渡良左衛門宛てへ報告書を提出した。報告書には今富村・大江村・崎津村の信仰組織の頭立者の名前や牛殺しを行った者の名前、講会の様子などが書かれていた。報告書に載せられた信仰組織の頭立者は文化2年3月から開始された異宗事件取り調べにおいて最初に呼び出されており、吟味においても重要な手掛りとなった。報告書には次のような内容が書かれていた。

一極隱密ニ趣段ヲ承候処霜月ヲ入ト申二月ヲ揚ト申候由

一当年二月ハ十四日廿日廿六日此三ヶ日祝日之由七日目を操候趣ニ御座候祝日前両日ハ清進仕候由
廿日ハドウメゴト申仏ノ日之由祝日毎ニ段々仏之名替候由

一去亥十一月八日入祝日より五十五日先四十九日目も祝日之由当月廿三日も祝日之由何れ祝日之前夜ニ集リ方ハ仕候様子ニ御座候

一四足式足を決而食し不申候時ト食し候時ト在之候由

一祝日之前夜ニ集候節ハ異仏を坐中ニ出候而何か仕法仕候

一頭分之者死去仕葬候墓ヲ善人墓之墓取と申候由存生之内ニも善人と共ハ不申候哉と奉存候

一一同ニ余斗ニ承候者而不宜候ニ付少々罷聞出候様ニと密々申聞遣候

一霜月ハ二月之祝日より七日目タラ操候而毎月少々之心祝位ハ在之候由右当日ニハ金物忌候由ニも申候
右之通承候得共間違も可在御座候確不成義ニ奉存候得共承候通申上候間御披見之上乍憚此紙御焼

捨被遊下候右之段極々奉申上候間私より申上候義ハ返々も御隠密ニ被遊可下候此段重慮之奉願上候

このようにキリストンの信仰状況については、日繰りの仕法と日繰りによる祝祭日にまつわるタブー、キリストンの墓など詳しく書き留められている。この報告書は島原藩の指示に拠るものだが、下線部が示すように、友三郎は報告に間違いがあることや不確かであることを強調し、「焼捨被遊下候」と島原藩へ懇願している。これらの点からも証拠不十分で事件を曖昧に済ませ、村内を混乱させたくないと友三郎の意図も窺える。

3.6. 奥田升貞と又右衛門の動向

「上田友三郎日記」によれば、上田友三郎、江月院大成和尚、江月院末庵格堂長老らがキリストンに関する情報を集め、島原藩大竹仁左衛門、渡辺良左衛門が報告を受けている。言い換えれば、地元の庄屋と僧侶が邪宗信仰の情報を集め、富岡役所（島原藩）に報告している。この日記ではそのほかに隠密の行動も書かれている。彼らについては、「隠密」と明確に記されていないが、唐通詞奥田升貞と島原藩浪人上田又右衛門が隠密であった可能性が強い。

奥田升貞は崎津で唐通詞を勤めていた。崎津は幕府から指定された救助港であり、唐船の漂着が多かったため、鈴木重成の代に設置された役職が唐通詞である。升貞については不審な点が多い。升貞は享和3年3月9日に崎津へ引っ越すように島原藩から命じられている⁴⁹。つまり、この時までは崎津に居宅を持たなかったのである。升貞の行方不明事件では、行方不明になった日も不明確である。『天草近代年譜』によれば、「享和三年十一月二十六日、是夜唐船一艘、牛深湊へ漂着す。十二月五日、右唐船、破損個所の修復を了し、長崎へ曳送る。然るに之と同船、彼地に出向せる通詞助役升貞、挽送賃銀廿貫目余請取りし儘、着服缺落及ぶ」⁵⁰と書かれている。「缺落」とは行方不明を意味する。しかし、筆者の研究によれば、唐船が漂着したのは牛深ではなく崎津である。漂着した月日も11月26日ではなく、11月24日である。「御役所御詰御名前并御村廻之分 高浜村」では、「享和三年十一月二十四日、御昼夜休崎津唐船ニ付、大竹仁左衛門様上下四人、大場覚右衛門様上下、原龍左衛門様上下、御手代老人メ八人、通詞升貞欠」⁵¹と書かれ、漂着先は崎津で升貞は欠勤していた。この点から考えると、11月24日に既に升貞は欠落していたのではないだろうか。『上田宜珍日記』によれば、同年11月24日唐船が崎津へ漂着、源作が大竹を始め役人たちへ昼食を出している。翌25日、「唐船御用ニ付」源作も崎津へ出向き、12月5日唐船は崎津を出航している。この時、大竹は唐船を見送っているが、大竹の付き添い役が友三郎であった⁵²。升貞の件については何も書かれていません。

しかし、「上田友三郎日記」によれば、約2ヵ月後の文化元年2月1日友三郎と升貞は会い、12日に升貞が帰るので大江まで駕籠人足を出している。約2ヵ月後の4月7日、再び升貞が友三郎宅に来て、近々島原から御奉行川鍋次郎左衛門と代官原龍左衛門が崎津へ来ることを伝えている。翌8日、友三郎宅で格堂長老、升貞、友三郎が密談し、キリストン信仰組織の頭立者大江村8名、今富村4名の名前が書き留められ、10日付けの日記には、次のように書かれている。

一右名前相記渡辺喜左衛門様へ升貞より被差上候ニ付飛脚遣呉候様被申候ニ付富岡へ飛脚差遣候
一升貞老崎津へ御帰被成候

「渡辺喜左衛門」とは島原藩士である。つまり、升貞から島原藩へ8日に友三郎たちが密談した内容が届けられるようになっていたのである。升貞は不可解な行動が多いが、2月と4月の升貞の行動から察すると、升貞は隠密である可能性が強い。

吟味開始直前にも、升貞の様子が「天草吟味方扣」に書かれている。次にあげる史料は文化2年3月6日、島原藩川鍋次郎左衛門が島原藩勘定奉行に宛てた書状の一部である。

長崎へ去冬参候内九郎右衛門方ニテ内密一件委細相尋無程札方始候段申聞候由升貞一旦罷帰候節源作杯へ相咄候様子ニテ御座候⁵²⁾

「去冬」とは文化元年をさし、「九郎右衛門」とは島原藩長崎間廻役松本九郎右衛門である。「内密一件」とは、異宗事件のことである。つまり、升貞が異宗事件を探るために、文化元年の冬に長崎へ松本九郎衛門を訪ね、そこで仕入れた情報を天草へ帰って上田源作へ報告していたのである。逆に升貞は九郎右衛門へ異宗事件に関する天草の様子も伝えている。更に3月8日、島原藩勘定奉行が島原藩江戸留守居役岩瀬藤四郎、川口長兵衛に宛てた書状では「升貞尋方之名目ニテ捕手並足軽御遣可成旨依之村方へ出浮候」⁵³⁾と書かれている。つまり、升貞の欠落は島原藩公認のもとで行われ、「缺落」を名目に異宗事件の取り調べを進めていくうえで重要な役割を果たしていたのである。

もう1人の隠密として、又右衛門があげられる。「上田友三郎日記」では「又右衛門殿」としか表記されていないので姓名は不明だが、天草異宗事件において升貞と同じように隠密として働いた島原藩浪人上田又右衛門である可能性が強い。同日記によれば、文化元年正月晦日、崎津村薩摩屋前に借家を借りた又右衛門は友三郎宅を訪ねている。この時が初対面だったらしい。2月8日、再び友三郎を訪ね「邪頭之者」を教えてほしいと頼み、2月中に4回友三郎を訪ねている。2月22日、又右衛門は今富村の非キリシタンと一緒に夜回りを行い、キリシタンの動きを調べている。

4月10日升貞が崎津へ帰り、翌日11日夕方、又右衛門は格堂長老から友三郎の日記の話を聞いたと言うことで、友三郎の日記を貸してくれるように頼んだが、友三郎が拒むと「名前だけでも見せてほしい。富岡役所には升貞と一緒に行く予定なので、自分が書き留めた名前と引き合わせたい。近々、御奉行様も来られるので、私から名前を申しあげれば証拠になるので書き留めておきたい」と又衛門は再度頼んだが、友三郎は拒否している。その夜、友三郎は格堂長老に又右衛門の話について尋ねたが、格堂長老は「決してそのようなことは言っていない」と否定している。このような流れから、又右衛門はキリシタンの情報を集めるために崎津へ転宅したと考えられる。升貞と又衛門の共通点として両者とも崎津へ転宅し、牛殺し事件が落着してから友三郎と交流を持ち行動している。つまり、島原藩は更に詳細なキリシタンの情報を把握するために、升貞と又右衛門を隠密として天草へ送り込んだ可能性が高い。

「上田友三郎日記」は文化元年4月10日が終わりの日付となっている。天草異宗事件の吟味は、約1年後の文化2年3月11日から始められた。

おわりに

これまで『上田宜珍日記』、『上田友三郎日記』の2つの史料を通して、島原藩や地元の庄屋たちが

キリスト教の証拠をとりキリスト教を改心させ、今後は異宗信仰をさせないという体制をとった動きについてみてきた。ここで要点を整理し、結論を述べたい。

第一に問題となるのは、「これまでキリスト教信仰を黙認してきたと思える島原藩がなぜ享和期に至って黙認しなくなったのか」という点である。その要因として、寛政期からの社会的背景があげられる。天草では寛政期頃から西目筋を中心として百姓一揆が多発し、寛政期に2回にわたって「百姓相続方仕法」が布達された。一揆の中心となった小前百姓はキリスト教であった。彼らの不穏な動きを察知した島原藩は寛政11年に「切支丹宗門ニ附申渡」、享和2年に「邪宗取締令」を布達し、地元では庄屋が寄合の条目などを通してキリスト教へ改心するように促した。特に今富村庄屋を兼帶した上田源作は準提觀音の信仰をすすめ、東向寺授戒会に参加させるなど改心策を図った。しかし、彼らは源作の教化策や戒めも聞き入れなかった。庄屋と村民たちの間にこのような緊張関係が生まれたのは、18世紀後半から銀主による土地集積によって、小前百姓が貧困に追い込まれたことへの反発に始るものである。上田家は庄屋でもあり銀主でもあった。

寛政13年今富村庄屋大崎吉五郎の病死をきっかけに、享和元年9月上田源作が今富村庄屋を兼帶した。源作は庄屋兼帶によって、兼帶にあたってはキリスト教温存を願う村方とキリスト教を改心させてほしいと願う島原藩の板ばさみ状態となった。兼帶後、源作が採った方策は準提觀音信仰推進などキリスト教を改心させるための教化策であった。しかし、キリスト教に改心する様子はなかった。

享和2年12月上田友三郎が今富村庄屋として就任、源作は今富村の見ヶ締役となり、今富村の監督権は上田親子に委ねられた。享和3年4月江月院鑑司として大成和尚が就任した。彼らによってキリスト教が改心するように教化策が図られたが、依然として彼らの態度は変わらなかった。友三郎たちは彼らの信仰内容を調べていくなかで、享和3年10月今富村の伴助宅ら3件で異仏が見つかり、同年11月に牛殺し事件が発覚した。庄屋たちはこれらの事件を通して、キリスト教に異仏を持たせない、牛殺しをさせない、言い換えれば、キリスト教信仰をやめさせ改心するよう努めたが、庄屋たちの要望を彼らは受け入れなかった。翌文化元年2月22日に上田友三郎が島原藩へ報告書を提出したが、この報告書はキリスト教摘発を目的としたものではなく、彼らの信仰内容を把握し改心させるための情報収集書であった。

ここで2つの日記から、島原藩・庄屋・村民の意図について整理してみたい。島原藩の意図は、キリスト教を摘発することが目的ではなく、教化などによって彼らを気長に教化し、改心させていくことを目的としていた。その理由として、天草は天草島原の乱が発生した場所であり、寛政期においても百姓一揆が多発し「百姓相続方仕法」公布までに至るという特殊な地域性を持っており、島原藩は天草異宗事件において、キリスト教を摘発することによって暴動が起きることを恐れていたからである。また、天草でキリスト教信仰が存続していたことを島原藩より先に長崎奉行から幕府へ報告が入った場合、島原藩の大きな過失とみられ、藩が取り潰しになる危険性も抱えていたのである。

地元の庄屋、特に上田源作・友三郎の意図は、如何にしてキリスト教信仰を表沙汰にしないままに彼らを改心させていくかというのであった。そのため僧侶と協力し、改心策を練り改心するように取りくんだが、キリスト教は庄屋たちの要望を聞き入れなかった。その理由として、庄屋上田家が銀主でもあったため、寛政期頃からの銀主による土地集積によって、小前百姓が貧困に追い込まれたことへの反発があげられる。

今富村の村民をみると、キリスト教間の結束は堅くないが、村内においてキリスト教・非キリスト

ンにかかわらず、村内の結束は堅かった。それゆえに、牛殺し事件が発覚した時も村方から庄屋へ「内々に済ませ、表沙汰にしないでほしい」と願い出ている。村内が平穏に暮らさせることを村民は第一としていたのである。

結論として、島原藩や庄屋たちはキリスト教を改心させ、彼らの信仰が表面化するのを阻止しようとしたのである。「上田友三郎日記」が書かれたことや友三郎が島原藩に提出した報告書は、キリスト教を摘発するための文書ではなく、彼らを改心するために集めた情報の収集書であった。同じく異仏事件や牛殺し事件についても、これらの事件が発生したのはキリスト教信仰を表沙汰にするためのものではなく、彼らの信仰を調べていく過程のなかで発覚したものである。また、これらの事件を通して庄屋たちはキリスト教に異仏を持たせない、牛殺しを行わせないように方向づけたかったが、庄屋たちの意図をキリスト教は受け入れなかった。その理由として、寛政期頃からの銀主と小百姓の緊張関係があげられる。したがって、異仏事件や牛殺し事件は庄屋たちがキリスト教の信仰を調査していく過程のなかで発覚し、これらの事件は、島原藩からすれば「露見」というよりも「露見させまい」とし、また改心策を練るために行ったキリスト教の情報収集の過程のなかで起こったものである。しかし、これらの事件が天草異宗事件において、吟味開始に至る1つのきっかけになったということはできるだろう。

注

- ¹⁾ 「キリスト教」とはポルトガル語で「キリスト教徒」を意味し、キリスト教が日本に伝来した1549年から1873年の「切支丹禁制高札撤去」までの期間の信徒を「キリスト教徒」と呼ぶ。
- ²⁾ 〔「上田友三郎日記〕〕〔「上田家文書」、天草町高浜上田家所蔵〕
- 「上田友三郎日記」の原本には「宗門心得違御吟味日記」とベン字で書かれている。この表題は後に誰かが書き足したものである。また、この日記は前部分が少し破損しており、書き始められた日付は不明のため、(享和3年10月)と表記した。なお、「上田友三郎日記」の原本の表題は不明であるため、本文中には「上田友三郎日記」と表記するが、脚注で〔「上田友三郎日記〕〕と表記する。
- ³⁾ 長沼賢海「はなれ切支丹の研究」〔『日本宗教史の研究』教育研究会、1928、pp. 766-772〕
長沼は地元の庄屋や僧侶が改心に努めたことも指摘しているが、彼らがキリスト教探索に奔走したこと強調している。
- ⁴⁾ 古野清人「隠れキリスト教」至文堂、1966、pp. 45-46
- ⁵⁾ 第7代目高浜庄村屋、源太夫、宜珍。本稿では上田源作が書いた「上田宜珍日記」を引用するが、日記のなかでも源作は書簡等で自分を「上田源作」と記している。本稿では史料に従って、「上田宜珍」を「上田源作」の呼称を用いて進めていく。
- ⁶⁾ 天草では度々疱瘡が流行し、疱瘡の恐ろしさを知っていたので、天草の人々は他国で疱瘡に罹患して帰島することを恐れ、故郷を離れない特殊の風習を持っていた。そのため、他国へ出稼ぎに行く者が少なく、人口増加現象が繋がった。
- ⁷⁾ 天草ではキリスト教時代にキリスト教が深く浸透していたため、江戸時代も間引きがほとんど行われず、これも人口増加現象の要因となった。
- ⁸⁾ 平野哲也「寛政八年百姓相続方仕法と村社会—質地請戻をめぐる幕府法と在地慣行—」(渡辺尚志編「近世地域社会論—幕領天草の大庄屋・地役人と百姓相統一」岩田書院、1999、p. 256)
- ⁹⁾ 檜垣元吉「近世天草に於ける農民運動」(九州文化研究所『九州文化研究所紀要第3・4号』、1952-1953、pp. 14-15)

- ¹⁰ 松田唯雄『天草近代年譜』国書刊行会、1973、p. 257
- ¹¹ 前掲書（注8）、p. 251
- ¹² 富岡代官所。天草は天明3年から文化10年まで島原藩の預かり地であった。
- ¹³ 倉田和四生「かくれ切支丹の組織と村落構造—熊本県天草郡西南部の事例—」（関西学院大学「関西学院人文学会年報第4輯」、1958、p. 62）
- ¹⁴ 「上田家文書」（天草町高浜上田家所蔵）
- ¹⁵ 平田正範『平田正範遺稿 天草かくれキリシタン宗門心得違い始末』海潮社、2001、p. 12
- ¹⁶ 同書、p. 56
- ¹⁷ 同書、p. 204 なお平田氏は「心得違いの者」と表記しているがここでは、わかりやすいように「キリストン」と表記した。
- ¹⁸ 「上田宜珍日記 寛政十三年」天草町教育委員会、1997、p. 69
- ¹⁹ 同書、p. 97
- ²⁰ 同書、p. 114
- ²¹ 同書、p. 139
- ²² 「上田宜珍日記 寛政十一年」天草町教育委員会、1996、p. 19
- ²³ 「文化二年丑六月 宗門心得違之者於村方調方日記 高浜村」（「上田家文書」）
- ²⁴ 鈴木重成の代に新休村に建立された曹洞禪宗の寺院。寺領51石、天草4ヶ寺の1つ。
- ²⁵ 仏教の教えや戒律が師から弟子へ絶えることなく伝わっていくこと。
- ²⁶ 禅宗東向寺第十五世住職、後長崎皓台寺住職となる。
- ²⁷ 戒律を受ける弟子の意味。ここでは東向寺授戒会に参加する人たちのこと。
- ²⁸ 前掲書（注18）、p. 48
- ²⁹ 同書、pp. 170-171
- ³⁰ 同書、pp. 189-195
- ³¹ 前掲書（注15）、p. 47
- ³² 前掲書（注18）、pp. 96-97
- ³³ 「享和二年 本戸組 御用触写帳 戊正月十一日 大庄屋」（「本渡市古文書史料集 天領天草 木山家 文書 御用御触帳 第1巻」）、1995、p. 303
- ³⁴ 同書、p. 303
- ³⁵ 前掲書（注18）、p. 33
- ³⁶ 「享和二戌十二月十一日 今富村庄屋役友三郎エ仰付候御書付」（「上田家文書」）
- ³⁷ 「上田宜珍日記 享和二年」天草町教育委員会、1997、pp. 215-216
- ³⁸ 「上田宜珍日記 享和三年」天草町教育委員会、1998、pp. 56-60
- ³⁹ 「天草吟味方扣」（しまばら古文書を読む会投影、以下同様）
「天草吟味方扣」は、文化元年四月から書き始められ、吟味開始から二ヵ月後の文化二年五月までの島原藩に関する書状が書き綴られた史料である。
- ⁴⁰ 前掲書（注38）、p. 102
- ⁴¹ 前掲書（注37）、pp. 216-217
- ⁴² （「上田友三郎日記」）。この節では、（「上田友三郎日記」）をもとに進めていくので、この日記以外の史料を用いる場合は、脚注に史料名をあげる。
- ⁴³ 教会暦を意味し、キリストの主要な事跡を中心とする教会特有の暦をいう。教会暦は太陽暦が用いられ、この時代、浦上や天草では「日繰り」と呼ばれていた。

- ⁴⁴ キリストンの組織の役職は一般的に「帳方一水方一聞役」で構成される。天草では帳方と水方の役職は存在したが、聞役が存在したかどうかは不明である。
- ⁴⁵ 前掲書（注37）、p. 201
- ⁴⁶ 「文化二年丑六月 宗門心得違之者於村方調方日記 高浜村」（「上田家文書」）
- ⁴⁷ 「天草吟味方扣」
- ⁴⁸ 升貢に崎津へ引越が命じられたことに関しては「御役所御詰御名前并御村廻之分 天明三卯冬始 高浜村」、『上田宜珍日記 享和三年』に記されている。
- ⁴⁹ 前掲書（注10）、p. 272
- ⁵⁰ 「御役所御詰御名前并御村廻之分 天明三卯冬始 高浜村」（「上田家文書」）
- ⁵¹ 前掲書（注38）、p. 238
- ⁵² 「天草吟味方扣」
- ⁵³ 「天草吟味方扣」

参考文献

- 倉田和四生「かくれ切支丹の組織と村落構造—熊本県天草郡西南部の事例—」（関西学院大学「関西学院大学人文学会年報第4輯」、1958）
- 平野哲也「寛政八年百姓相続方仕法と村社会—質地請戻をめぐる幕府法と在地慣行—」（渡辺尚志編『近世地域社会論—幕領天草の大庄屋・地役人と百姓相続—』岩田書院、1999）
- 平田正範『平田正範遺稿 天草かくれキリストン宗門心得違い始末』海潮社、2001
- 松田唯雄『天草近代年譜』国書刊行会、1973

The Structure of Detection in Amakusa Different Kind of Religion Affair
— A Study through “Yoshiuzu Ueda’s Diary” and
“Tomosaburo Ueda’s Diary” —

YASUKO Kojima

In Edo period, one evening in Bunka 2 (1805), four villages — Inadomi, Oe, Sakitsu and Takahama — on the west coast of Amakusa were looked into about Amakusa Different Kind of Religion Affair. The government of Edo called Christians “Kokoroe-chigai-no-mono.” The government didn’t recognize Christianity belief as Christian but concluded a different religion.

In this treatise, I am going to look into two affairs — Different Buddhism and killing of cattle — through two diaries: “Yoshiuzu Ueda’s Diary” and “Tomosaburo Ueda’s Diary.” Those two affairs have been called “Detection” thus far.

In conclusion, it is difficult to call the two affairs above “Detection.” That’s because both affairs happened in the process where village headmen had been collecting information in order to convert Christianities to Buddhism.